

女川原子力発電所に対する立入調査の中止について

このことについて、下記のとおり「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」第10条に基づく立入調査を中止することとしましたので、お知らせします。

記

1 予定していた日時

令和8年5月25日（月）午前9時40分から正午（予定）まで

2 場 所

東北電力株式会社女川原子力PRセンター
東北電力株式会社女川原子力発電所

3 調査実施機関

宮城県、女川町、石巻市

※UPZ市町（原子力発電所から概ね30km圏内の自治体）が同行。

4 中止の理由

女川原子力発電所2号機において、保安規定で定める運転上の制限を逸脱する事象が発生しました（別紙1参照）。その後、制限逸脱からは復帰（別紙2参照）したものの、東北電力から状況確認を継続したいため、本日本日予定していた立入調査への対応が難しいとの申出がありました。県としては、安全運転を最優先する立場から、東北電力からの申出を受入れ、本日の立入調査を中止することとしました。

5 備考

立入調査の新たな日程については、調整中です。

※本資料は、下記記者クラブに発表しています。

「宮城県政記者会」

「石巻記者クラブ」

お知らせ

2026年5月25日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機の運転上の制限の逸脱について

5月24日21時6分、女川原子力発電所2号機（定期事業者検査中：定格熱出力で調整運転中）において、原子炉で発生した蒸気をタービンまで導く配管（以下、主蒸気管）の放射線量を測定する検出器4台のうち1台において、放射線レベルが高いことを示す警報が発生しました。

当該検出器の指示値を確認したところ、警報発生時に瞬時に上昇し、その後、急激に下降し、上昇前よりも低い値を示しておりました。

そのため、5月24日21時21分、主蒸気管の放射線量を測定している1台の検出器が、正しい値を示していない状態にあり、保安規定で定める運転上の制限^{※1}を満足していない状態にあると判断しました。

現在、指示値は、警報発生前の状態に戻っていることを確認しております。指示値が変動した原因については、調査中です。

主蒸気管の放射線量を測定している残りの検出器3台の指示値に変動はなく、適切に監視できております。また、発電所の中央制御室で確認している運転状況に異常がないこと、発電所敷地内のモニタリングポストや排気筒モニタの値に有意な変化はないことから、本事象によるプラントへの影響はなく、環境への放射能の影響はありません。

本事象は、女川原子力発電所の情報公開基準^{※2}区分I「⑮原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断したとき」に該当します。

以上

※1 保安規定第27条において、検出器4台が動作可能であることが求められている

※2 [女川原子力発電所 情報公開基準に基づく公表事象](#)（2023年4月1日運用開始）

お 知 ら せ

2026年5月25日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

5月24日21時6分、女川原子力発電所2号機（定期事業者検査中：定格熱出力で調整運転中）において、原子炉で発生した蒸気をタービンまで導く配管（以下、主蒸気管）の放射線量を測定する検出器4台のうち1台において、放射線レベルが高いことを示す警報が発生しました。

当該検出器の指示値を確認したところ、警報発生時に瞬時に上昇し、その後、急激に下降し、上昇前よりも低い値を示しておりました。

そのため、5月24日21時21分、主蒸気管の放射線量を測定している1台の検出器が、正しい値を示していない状態にあり、保安規定で定める運転上の制限^{※1}を満足していない状態にあると判断しました。

当該検出器の指示値は、変化前の値に戻っていることを確認しております。
(2026年5月25日お知らせ済み)

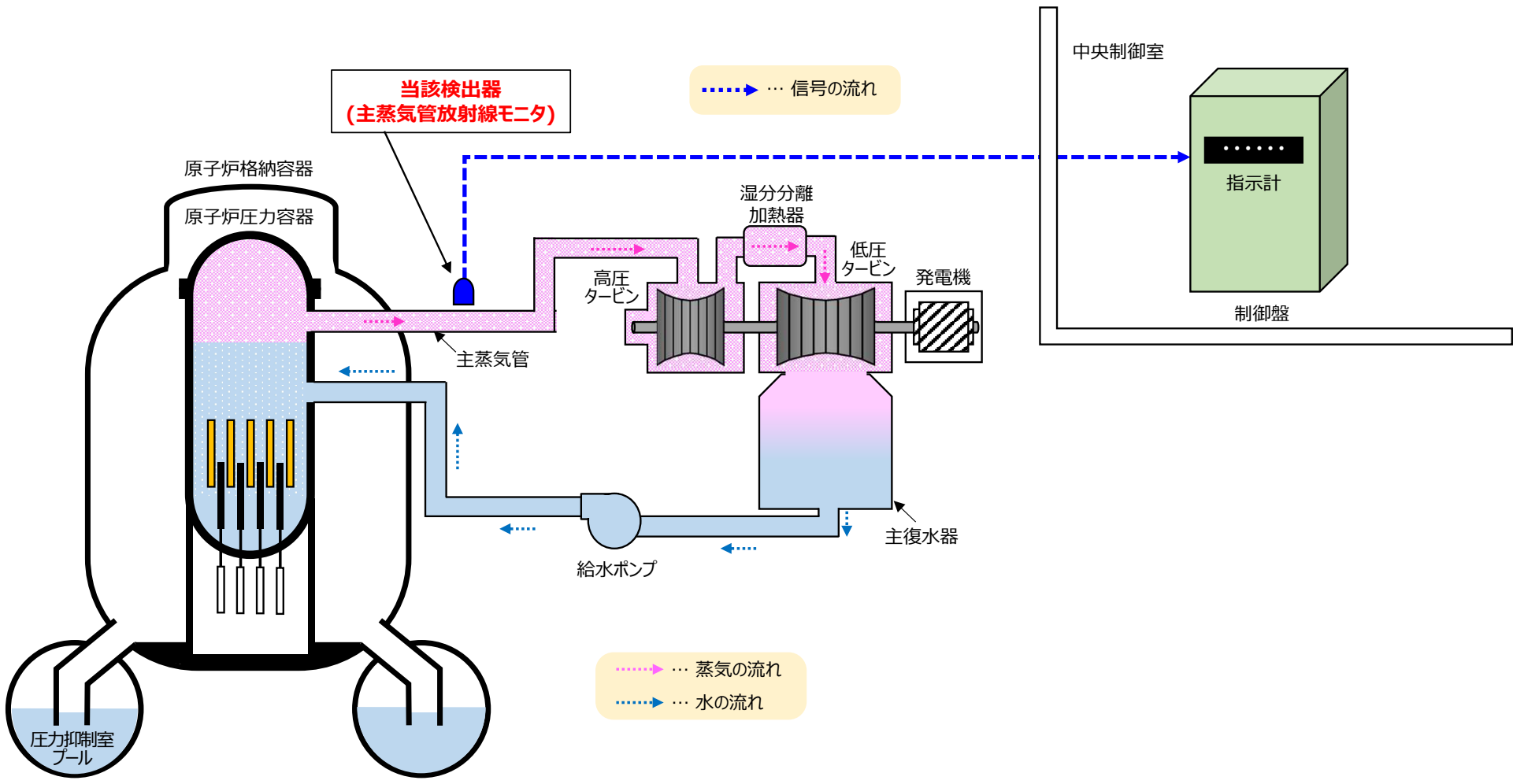
その後、点検を実施し、当該検出器から指示計の設置されている制御盤までの伝送状況および伝送ケーブルの接続状況に異常はなく、正しい値を示していることを確認したことから、5月25日6時2分に運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

本事象によるプラントへの影響はありません。また、環境への放射能の影響はありません。

以 上

※1 保安規定第27条において、検出器4台が動作可能であることが求められている

(別紙) 主蒸気管放射線モニタ 概要図



主蒸気管放射線モニタ 概要図